四　前号の場合において、経済産業大臣から回答を求められた証明書受給者又は特定証明資料提出者は、日本国政府がモンゴル国の税関当局からの訪問を要請する書面を受領した日の翌日から三十日以内に回答がモンゴル国の税関当局に到達するよう、速やかに経済産業大臣に回答すべきこと、及び当該証明書受給者若しくは特定証明資料提出者が訪問を受けることを拒否したとき、又は日本国政府の回答が当該訪問を要請する書面を受領した日の翌日から三十日以内にモンゴル国の税関当局に到達しなかったときは、モンゴル国の税関当局は当該施設の訪問による確認の対象とされた物品に対する関税上の特恵待遇を否認することができること。

五　日モンゴル協定第三・十九条第一項(a)に規定する訪問が行われた場合において、当該訪問を受けた証明書受給者又は特定証明資料提出者が法第七条第一項に規定する書類を保存していないことが明らかになった場合には、当該施設の訪問による確認の対象とされた物品に対する関税上の特恵待遇が否認される蓋然性が高いこと。

六　第一種特定原産地証明書は、モンゴル国の税関当局によって、当該第一種特定原産地証明書の発給の日以後十二月を経過する日までの間に行われる一回の輸入に限り受理されること。

第八条第四項中「経済産業大臣は」の下に「、第一種特定原産地証明書が亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合に」を加える。

第九条中「同条第一項第二号」の下に「若しくは第三号」を加え、同条の表に次のように加える。

十四　日モンゴル協定	五年

第十一条中「及び第二項の」を「の」に、「それぞれ、同条第一項第二号及び第二項第二号に掲げるもののうち、客観的に明白な誤記、誤植又は脱字に係るものであって、記載内容の正確性を失わない範囲のもの」を「次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

一　法第六条第一項第二号に掲げるもののうち、客観的に明白な誤記、誤植又は脱字に係るものであって、記載内容の正確性を失わない範囲のもの

二　法第六条第一項第三号に掲げるもののうち、第一種特定原産地証明書の趣旨の変更を伴わないもの

第十一条に次の一項を加える。

2　法第六条第二項の経済産業省令で定める軽微な事実は、客観的に明白な誤記、誤植又は脱字に係るものであって、記載内容の正確性を失わない範囲のものとする。

第十二条第一項第二号中「第一種原産品誓約書」の下に「の写し」を加え、同条第二項の表に次のように加える。

十四　日モンゴル協定	五年

第十五条第二項第二号中「の後」を「の翌日から」に改める。

第二十条中「同項第二号」の下に「又は第三号」を加える。

第二十一条中「同項第二号に掲げるもののうち、客観的に明白な誤記、誤植又は脱字に係るものであって、記載内容の正確性を失わない範囲のもの」を「次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

一　法第七条の九第一項第二号に掲げるもののうち、客観的に明白な誤記、誤植又は脱字に係るものであって、記載内容の正確性を失わない範囲のもの

二　法第七条の九第一項第三号に掲げるもののうち、第二種特定原産地証明書の趣旨の変更を伴わないもの

様式第一を次のように改める。

様式第一（第三条関係）

第一種特定原産地証明書発給申請書

年　月　日

殿

（ふりがな）
発給申請者　氏名又は名称（和文）

氏名又は名称（英文）

住　所

（注3）連絡先

印（注2）

（注1）代表者の氏名等

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（以下「同法」という。）第3条第1項の規定により、次のとおり第一種特定原産地証明書の発給を申請します。

また、第一種特定原産地証明書の発給を受けるに当たっては、同法施行規則第6条第3項の規定により、同条第2項第1号の第一種特定原産地証明書への英語による必要事項の記入及び同項第2号の第一種特定原産地証明書への署名を行うことを求めます。

→ 下線部について、自ら行う場合は、それぞれの欄に×印を記入すること。

［□第一種特定原産地証明書への英語による必要事項の記入
□第一種特定原産地証明書への署名］

①本発給申請に係る経済連携協定の名称

②輸入者等に関する事項（注4）

輸入者又は荷受人名		住　所（注5）		原産地証明書への記入
（英文）	（英文）			可　／　否

③貨物運送詳細に関する事項

積込日	※積込地	※経由地	※最終仕向地	※船名／便名
（英文）	（英文）	（英文）	（英文）	（英文）

④申請に係る物品に関する事項

No.	HSコード（6桁）	品名（英文）等	数量及び単位	仕入書番号（注6）	仕入書日付（注7）